

第26回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年5月26日 13:30~14:40

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員
18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員
21番 成田 俊英委員

(以上 19名)

4. 欠席委員 1番 吉田 重喜委員

(以上 1名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 高山 直樹 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本恵美
(以上 6名)

6. 議事日程 会議録署名委員の指名 2番 河崎 忠委員
3番 田井 博行委員

会期決定について 平成29年5月26日(1日)

会務概要報告

報告第76号 現況証明願について(市街化区域)
報告第77号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第78号 農地法第18条の規定による通知について
報告第79号 農業経営証明願について
議案第104号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第105号 釧路市農業委員会委員の辞任願いの同意について

(追加議案)

議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまより第26回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に2番、河崎忠委員、3番、田井博行委員を指名しますので、よろしく
お願い致します。
なお、会期は本日5月26日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

それでは、会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か
聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案の審議に入りますが、その前に報告案件が4件ござ
います。
初めに、報告第76号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第76号「現況証明願」について
報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしよう
とする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記で
きないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所
定の事項を届ければ、足りることとなっています。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

市街化区域内の[]、他1筆、公簿地目が畑になっております合
計 []m²の土地について、所有者の[]より現況証明願
があり、5月15日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放
牧地以外であり、利用状況はいずれも雑種地でしたので、5月16日、会長専決によ
り証明書の発行を行いました。

次に、議案書4ページの表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにござ

います。

市街化区域内の [REDACTED]、他3筆、公簿地目が畑になっております合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者の [REDACTED] 氏より現況証明願があり、5月16日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況はいずれも建築済地でしたので、5月18日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第76号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第77号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書10ページ目の報告第77号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、阿寒地区で3件の届出がありました。

議案書11ページ目の表の1番ですが、被相続人 [REDACTED] が所有していた、 [REDACTED]、他10筆、合計 [REDACTED] m²の農地を、相続人 [REDACTED] が平成29年3月8日、相続により所有権を取得したことにより、平成29年4月26日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

議案書11ページ目の表の2番は、被相続人 [REDACTED] が所有していた、 [REDACTED]、他22筆、合計 [REDACTED] m²の農用地を相続人 [REDACTED] が平成28年1月1日、相続により所有権を取得したことにより、平成29年5月1日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

議案書11ページ目の表の3番は、被相続人 [REDACTED] が所有していた、 [REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m²の農地を相続人 [REDACTED] が、平成22年6月20日、相続により所有権を取得したことにより、平成29年5月1日、同氏の代理人であります、 [REDACTED] よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上3件報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第77号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、報告第78号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の12ページでございます、報告第78号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、借入人の当事者はその旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、阿寒地区で4件、音別地区で2件の通知がありました。

議案書13ページの表の1番は、資料が15ページ、16ページ、17ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農地について、同氏の代理人であります阿寒農業協同組合と、借主であります■■■■との間で、平成29年5月15日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書13ページの表の2番は、資料が15ページ、18ページでございます。

同じく、■■■■が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、同氏の代理人であります阿寒農業協同組合と、借主であります■■■■との間で、平成29年5月15日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書13ページの表の3番は、資料が15ページ、19ページでございます。

同じく、■■■■が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、同氏の代理人であります阿寒農業協同組合と、借主であります■■■■との間で、平成29年5月15日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書13ページの表の4番は、資料が15ページ、20ページ、21ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農地について、同氏の代理人であります阿寒農業協同組合と、借主であります■■■■との間で、平成29年5月15日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書14ページの表の5番は、資料が22ページ、23ページ、24ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他8筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成29年4月17日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書14ページの表の6番は、資料が22ページ、25ページから28ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他24筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、平成29年4月17日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、6件の合意解約について報告致します。

権の設定でございます。

次に、議案書32ページの表の2番ですが、資料は41ページ、42ページにございます。

が所有する、
、他1筆、合計 m^2 の農地について、との間で、年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書32ページの表の3番ですが、資料は41ページ、43ページにございます。

が所有する、
の1筆、 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書32ページの表の4番ですが、資料は41ページ、44ページにございます。

が所有する、
の1筆、 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書33ページの表の5番ですが、資料は41ページ、45ページにございます。

が所有する、
、の1筆、 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書33ページの表の6番ですが、資料は41ページ、46ページにございます。

が所有する、
、の1筆、 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書33ページの表の7番ですが、資料は47ページから50ページにございます。

が所有する、
、他10筆、合計 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、との間で、年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書33ページの表の8番ですが、資料は47ページ、51ページ、52ページにございます。

が所有する、
、他8筆、合計 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、との間で、年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書34ページの表の9番ですが、資料は47ページ、53ページにございます。

が所有する、
、の1筆、 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、氏との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書34ページの表の10番ですが、資料は47ページ、54ページにご

ざいます。

が所有する、 \square 、の1筆、 \square ㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、 \square との間で年間 \square 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書34ページの表の11番ですが、資料は55ページから57ページにございます。

が所有する、 \square 、他3筆、合計 \square ㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、 \square との間で年間 \square 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書34ページの表の12番ですが、資料は55ページ、58ページ、59ページにございます。

が所有する、 \square 、他1筆、合計 \square ㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、 \square との間で年間 \square 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書34ページの表の13番ですが、資料は55ページ、60ページにございます。

が所有する、 \square 、の1筆、 \square ㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、 \square との間で年間 \square 円、期間は2年2ヶ月間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書35ページの表の14番ですが、資料は61ページ、62ページにございます。

が所有する、 \square 、の1筆、 \square ㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、 \square との間で年間 \square 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書35ページの表の15番ですが、資料は61ページ、63ページにございます。

が所有する、 \square 、他1筆、合計 \square ㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、 \square との間で年間 \square 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書35ページの表の16番ですが、資料は61ページ、64ページにございます。

が所有する、 \square 、他1筆、合計 \square ㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、 \square との間で年間 \square 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書35ページの表の17番ですが、資料は65ページ、66ページにございます。

が所有する、 \square 、の1筆、 \square ㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、 \square との間で年間 \square 円、期間は2年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書35ページの表の18番ですが、資料は67ページ、68ページにございます。

が所有する、他1筆、合計㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、との間で年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書36ページの表の19番ですが、資料は69ページ、70ページにございます。

が所有する、他1筆、合計㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、との間で年間円、期間は3年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書36ページの表の20番ですが、資料は69ページと、71ページから74ページにございます。

が所有する、他7筆、合計㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、との間で年間円、期間は10年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書36ページの表の21番ですが、資料は75ページと、76ページにございます。

が所有する、の1筆、㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、との間で年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書36ページの表の22番ですが、資料は75ページ、77ページ、78ページにございます。

が所有する、他4筆、合計㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、との間で年間円、期間は10年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書36ページの表の23番ですが、資料は79ページ、80ページにございます。

が所有する、の1筆、㎡の農地について、あっせんにより、に円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書37ページの表の24番ですが、資料は79ページ、81ページにございます。

が所有する、の1筆、㎡の農地について、あっせんにより、に円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書37ページの表の25番ですが、資料は79ページ、82ページにございます。

が所有する、の1筆、㎡の農用地について、あっせんにより、に円で、売買による所有権移転を行うも

のでございます。

次に、議案書37ページの表の26番ですが、資料は83ページ、84ページにございます。

が所有する、
、他1筆、合計 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は1年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書37ページの表の27番ですが、資料は83ページ、85ページにございます。

が所有する、
、他5筆、合計 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は1年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書38ページの表の28番ですが、資料は83ページ、86ページにございます。

が所有する、
、の1筆、 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は1年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書38ページの表の29番ですが、資料は83ページ、87ページにございます。

が所有する、
、他5筆、合計 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は1年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書38ページの表の30番ですが、資料は83ページ、88ページにございます。

が所有する、
、他4筆、合計 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は1年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書38ページの表の31番ですが、資料は83ページ、89ページにございます。

が所有する、
、の1筆、 m^2 の農地について、との間で年間 円、期間は1年間で賃貸借を行うものでございます。

以上31件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議しますが、2番から6番は本人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。

また、17番から19番につきましては、
であります、
が議事参与の制限にあたります。

28番については、
であります、
が議事参与の制限にあたります。

20番から22番は、
であります、
が議事参与の制限にあたります。

さらに、7番から22番につきましては、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合の役員および理事であります、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]が議事参与の制限にあたります。

そこで、まず、釧路、阿寒地区の案件を先に、1番、2番から6番、7番から16番、17番から19番、20番から22番に分けて審議します。

それでは、1番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定いたします。

次に、2番から6番を審議しますので、[REDACTED]は退室して下さい。

([REDACTED]退室)

議長
野村会長

それでは、2番から6番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番から6番については原案のとおり決定いたします。

次に、7番から16番を審議しますので、[]、[]は退室して下さい。

([]、[]退室)

議長
野村会長

それでは、7番から16番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番から16番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番から16番については原案のとおり決定いたします。
次に、17番から19番を審議しますので、[]は退室して下さい。

([]退室)

議長
野村会長

それでは、17番から19番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の17番から19番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の17番から19番については原案のとおり決定いたします。

次に、20番から22番を審議しますので、[]は入室して下さい。
[]は退室して下さい。

([]入室、 []退室)

議長
野村会長

17番から19番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、20番から22番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の20番から22番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の20番から22番については原案のとおり決定いたします。
[]、[]、[]、[]は入室して下さい。

([]、 []、 []、 []入室)

議長
野村会長

7番から22番は、原案のとおり決定致しました。
次に音別地区の案件ですが、まず、28番を審議してから、残りの23番から27番、29番から31番を一括審議することとします。
それでは、28番を審議しますので、[]は退室して下さい。

([]退室)

議長
野村会長

28番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の28番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の28番については原案のとおり決定いたします。
[]は入室して下さい。

([] 入室)

議長
野村会長

28番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、23番から27番と29番から31番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の23番から27番と29番から31番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の23番から27番と29番から31番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第105号「釧路市農業委員会委員の辞任願いの同意」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書90ページにございます、議案第105号「釧路市農業委員会委員の辞任願いの同意」について説明します。

議案書91ページ別表をご覧下さい。

選挙委員として、釧路市農業委員会委員に選出されております、 []

より、平成29年5月15日に、本人の都合により釧路市農業委員会委員を辞任したい旨の願い出がございました。

お手元の「附則第29条第2項規定によりなお従前の例により在任するものとされた委員及び当該委員が構成する農業委員会に対する新旧農委法の規定の適用について」と題された3枚綴の資料をご覧ください。

3ページ目、現行の農業委員会法であります、新法の第13条に「委員等の辞任」がございしますが、右の考え方とおおり「新法により委員を任命し、当該委員が職務を行う場合についての規定であるため。」この条項は当たりません。

そこで、最上段の旧法の第16条「委員等の辞任」が右の考え方とおおり「委員又は会長が辞任する手続を残しておく必要があるため。」適用となります。

この旧法第16条の規定により、農業委員会委員の辞任については、農業委員会の同意を得ることになっております。

また、平成27年9月4日公布の改正農業委員会法附則第28条第1項の規定により、法の公布日以降の農業委員の選挙は行わないとしていることから、欠員が生じても補充選挙は行わないこととなります。

以上、釧路市農業委員会委員の辞任願いの同意について、ご審議を頂きたくよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、議案第105号「釧路市農業委員会委員の辞任願いの同意」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第105号「釧路市農業委員会委員の辞任願いの同意」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第105号「釧路市農業委員会委員の辞任願いの同意」については、原案のとおり [] の辞任願いについて、同意することに決定致します。

本日は、追加議案がございしますので、続いて審議を行います。

議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、追加議案書1ページ目にございます、議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、音別地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

追加議案書2ページの表の1番は、資料が4ページから7ページにございますが、
[]が所有する、[]、他17筆、合計 []㎡の農地について、[]に、年間 []円で賃貸借するものです。

次に、追加議案書2ページの表の2番は、資料が4ページ、8ページから11ページにございますが、[]が所有する、[]他25筆、合計 []㎡の農地について、[]、年間 []円で賃貸借するものです。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」についてご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査委員長の田井克廣委員に報告を求めます。

委員

田井克廣委員

1番及び2番についての調査報告をいたします。

平成29年5月15日、音別地区農業委員4名及び事務局3名により現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、1番の []及び2番の []の所有地を、[]が賃貸借により借り受けするもので、借主の []は農地所有適格法人であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

それでは、審議を致しますが、1番、2番ともに、[]の社員である []と []は議事参与の制限がございますので、退室して下さい。

([]、 [] 退室)

議長

野村会長

それでは、1番、2番について一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第106号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番については原案のとおり決定いたします。

■■■■、■■■■は入室して下さい。

(■■■■、■■■■入室)

議長
野村会長

1番と2番は、原案どおり決定致しました。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年5月26日

議長 野村 照 明

署名委員 河野 忠

署名委員 (印) 河野 行